

ご家族の死亡について 東日本大震災の影響による「災害関連死」 の申出をされる方へ

平成24年12月 釜石市

お申出にあたって

お申し出のあった件について、釜石市において災害との関連性を具体的に検討するため、医師診断書等各種資料のご提出をお願いしております。

また、当市においても必要に応じて、前記の理由により医療機関や他の行政機関等に照会や資料提供を求めることがありますので、別紙による書面でご同意もお願いしております。

お申出の際に お持ちいただきたい書類

死亡された方（以下「故人」といいます）の以下の書類のうち、平成22年3月以降に発行等されたものについて、所在をご確認のうえ、お持ちのものを窓口にお持ちいただきますようご協力をお願いします。

（例示）そのほかの書類についてもご提出をお願いすることがあります。

- ご自宅のり災証明書
- 入院または通院されていた方は、「退院証明書」「病状説明資料」「診断書」「診療報酬明細書」等、故人が医療機関から受け取っていた文書
- 医師処方箋の交付を受け、調剤薬局を利用されていた方は、「おくすり手帳」など故人が調剤薬局から受け取っていた文書
- 介護保険のサービスを利用されていた方は、保険者市町村や介護保険の施設、
介護支援専門員（ケアマネジャー）から故人が受け取っていた文書
- 障がい者手帳（身体、療育、精神）を受けていた方は、交付を受けていた手帳